

- 5 貸付の期間  
奨学資金の貸付の期間は、昭和41年4月から次に掲げる終期までとする。
- ア 高校奨学生にあつては、大学の正規の修業年限の終期
- イ 大学奨学生にあつては、それぞれの大学の正規の修業年限の終期
- 6 奨学資金の返還  
奨学資金は、無利子とし、貸付期間した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後20年以内に、年賦又は半年賦で返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、返還免除、返還猶予等の方法が考慮される。
- 7 出願の手続き  
ア 奨学生を志望する者は、鳥取県育英奨学生願書に次の書類を添付して在学高等学校長又は出身高等学校長に提出すること。  
  - (ア) 市町村長の証明した家族の所得の状況を記載した書類 1部
  - (イ) 在学証明書（大学に在学する者に限る。）及び成績証明書（大学第1年次に在学する者を除く。） 1部
- イ アの鳥取県育英奨学生願書に連署する連帯保証人は、2人とし、うち1人は本人が未成年者である場合は、その保護者（親権を行なう者又は後見人をいう。）、成年者である場合は父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。
- 8 出願及び選考の時期  
ア 出願期日  
昭和41年4月 1日（金）から  
昭和41年4月20日（水）まで

- イ 選考期日  
第1次選考（書類）昭和41年4月下旬  
第2次選考（面接）昭和41年4月下旬  
（第2次選考は、高校奨学生として第1次選考合格者について行なう。）
- 9 その他  
この制度についての問合せ又は連絡は、在学（出身）高等学校又は県教育委員会事務局指導課に行なうこと。

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行  
（当日が休日に当たるときは、その翌日）

- 目次
- ◇告示 被爆者一般疾病医療機関の指定
- ◇公安告示 道路交通法による聴聞の実施
- ◇正誤 風俗営業等取締法による聴聞の実施
- 訂正 昭和四十一年三月十五日付け鳥取県告示第百二十七号中

## 告示

**鳥取県告示第百三十三号**  
 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の第三項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十二條の規定により告示する。

昭和四十一年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名	称 診療科名	所 在 地	指 定 年 月 日
田中齒科医院	齒科	気高郡気高町新泉通六七三の四	昭和四十一年三月四日
吉田		青谷町青谷	

## 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百四條第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

- 昭和四十一年三月二十二日
- 鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一
- 一 聴聞の期日及び場所  
昭和四十一年四月七日 午前九時三十分から  
米子市桃町 米子警察署小会議室
  - 二 聴聞当事者の住所及び氏名

- |    |                  |         |       |
|----|------------------|---------|-------|
| 1  | 倉吉市堺町二丁目 米原アパート内 | 自動車等運転者 | 光水 信義 |
| 2  | 倉吉市宮川町一九三の七      | 自動車等運転者 | 長谷川雅一 |
| 3  | 東伯郡東伯町大字三本杉一、五六四 | 自動車等運転者 | 門上 末信 |
| 4  | 東伯郡赤碓町大字出上三八三    | 自動車等運転者 | 福本 勝  |
| 5  | 東伯郡東伯町大字中尾二七三    | 自動車等運転者 | 近池 文夫 |
| 6  | 米子市角盤町四丁目六〇      | 自動車等運転者 | 岩崎 隆  |
| 7  | 米子市諏訪六二          | 自動車等運転者 | 岡田 昭  |
| 8  | 米子市楠生二七二         | 自動車等運転者 | 遠藤 茂  |
| 9  | 米子市道美町四丁目一三〇     | 自動車等運転者 | 森田 求  |
| 10 | 米子市栴生二八〇の二       | 自動車等運転者 | 松田 栄  |
| 11 | 境港市外江町二、一四七      | 自動車等運転者 | 足立 隆  |



- 12 境港市渡町二三九二 自動車等運転者 正垣 福雄
- 13 境港市松ヶ枝町四五 自動車等運転者 下池 和紀
- 14 日野郡溝口町莊三四六 自動車等運転者 砂口 勇
- 15 日野郡日野町門谷五八〇 自動車等運転者 松本 善正

鳥取県公安委員会告示第十四号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

正 誤

昭和四十一年三月十五日付け鳥取県告示第二百二十七号中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

七 頁 誤  
西伯郡大山町大字羽田井字萩原千八百四十五番地先

- 昭和四十一年三月二十二日 鳥取県公安委員会委員長 井 上 善 一
- 一 聴聞の期日及び場所  
昭和四十一年四月六日 午後一時から  
米子市統町 米子警察署
  - 二 聴聞当事者の住所及び氏名
    - 1 米子市祇園町二丁目一三三 尚 仁 植
    - 2 米子市万能町六五 園 山 重 義
    - 3 境港市栄町一四二 松 本 啓 彦

西伯郡中山町大字羽田井字萩原千八百四十五番地先

正

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行  
(当日は、日曜日に代り、翌日の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 健康保険法による保険医療機関の指定  
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出の受理  
道路の位置の指定

## 告 示

### 鳥取県告示第百三十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険業局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十一年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所 在 地 診療科名 開設者氏名 指定年月日 採用点数表  
前橋医院 倉吉市上福田 内科、 湯川 喜美 昭和四十一年 乙表点数表  
五〇二の二 小児科 三月一日

### 鳥取県告示第百三十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の

規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所 在 地 法第三十七条第五項の規定により申出した都道府県名 申出の受理年月日

松田医院 倉吉市新町三丁目 岡 山 県 昭和四十一年 二月十五日

伊藤内科医院 米子市上福原一五 全国都道府県 四十一年 十二月二十日

### 鳥取県告示第百三十六号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年三月十七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十一年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長及び氏名

米子市灘町三 米子市花園町一三〇番二 幅員 四メートル  
丁目一五二番 三〇番三 延長 八六・四メートル  
山本 因俊 三〇番三 地先水路